

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン セイマリアンナイカダイガク 学校法人 聖マリアンナ医科大学									
フリガナ大学の名称	セイマリアンナイカダイガク 聖マリアンナ医科大学 (St. Marianna University School of Medicine)									
大学本部の位置	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号									
大学の目的	教育基本法及び学校教育法に基づき、医学の教授及び研究を行い、高度の知識・技術と確固たる倫理観を備えた臨床医並びに医学研究者を養成し、併せて医学の発展、社会の福祉に貢献すること。									
新設学部等の目的	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）及び「令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」を踏まえ、神奈川県内の医療に従事する医師を養成し、もって神奈川県が推進する医師確保等に資すること。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の7名の入学定員の増員は令和7年度のみ臨時定員増である。また、医学部医学科の令和6年度における収容定員は692名である。
	医学部 医学科	年	人	年次人	人	学士（医学）	医学関係	第1年次 令和7年4月第1年次	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	
	計	6	117 (117)	—	694 (692)					
			117 (117)		694 (692)					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
	—	講義	演習	実験・実習	計	—	—			
	学部等の名称	基礎教員					助手			
新設	医学部 医学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	基礎教員以外の教員（助手を除く）		
		135人 (135)	78人 (78)	108人 (108)	477人 (477)	798人 (798)	—人 (—)	143人 (143)		
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	135 (135)	78 (78)	108 (108)	477 (477)	798 (798)				
	b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
	小計（a～b）	135 (135)	78 (78)	108 (108)	477 (477)	798 (798)				
	c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
	d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
	計（a～d）	135 (135)	78 (78)	108 (108)	477 (477)	798 (798)				
	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
	a. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
b. 基礎教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
c. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
d. 基礎教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)					
計	135 (135)	78 (78)	108 (108)	477 (477)	798 (798)	— (—)	143 (143)			

大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数105人

大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 一人

既設	該当なし		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 一人
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	小計(a~b)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
分	計(a~d)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	計
	計		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
合計		135 (135)	78 (78)	108 (108)	477 (477)	798 (798)	(-)	(-)	143 (143)	聖マリアンナ医科大学 看護専門学校と共用 (収容定員：240人) (面積基準：860㎡) 借用面積：72,329㎡
職種		専 属			そ 他		計			
事務職員		446人 (446)			308人 (308)		754人 (754)			
技術職員		3,375人 (3,375)			438人 (438)		3,813人 (3,813)			
図書館職員		8人 (8)			9人 (9)		17人 (17)			
その他の職員		2人 (2)			0人 (0)		2人 (2)			
指導補助者		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)			
計		3,831人 (3,831)			755人 (755)		4,586人 (4,586)			
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計			
	校舎敷地	116,970㎡	2,003㎡		2,613㎡		121,586㎡			
	その他	58,315㎡	—		—		58,315㎡			
	合計	175,286㎡	2,003㎡		2,613㎡		179,902㎡			
校舎		専用	共用		共用する他の学校等の専用		計			
		34,459㎡ (34,459㎡)	— (—)		— (—)		34,459㎡ (34,459㎡)			
教室・教員研究室		教室	56室		教員研究室		58室			大学全体
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具	標本	学術雑誌については、電子との重複を把握しておりません。
	大学全体	149,735 (84,556) (149,735 (84,556))	280 [1] (280 [1])		4,081 (1,935) (4,081 (1,935))		1,879 (1,696) (1,879 (1,696))	3,242 (3,242)	114 (114)	
	計	149,735 (84,556) (149,735 (84,556))	280 [1] (280 [1])		4,081 (1,935) (4,081 (1,935))		1,879 (1,696) (1,879 (1,696))	3,242 (3,242)	114 (114)	
スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂		厚生補導施設			
		-			-		1,039 ㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	教員1人当り研究費等		601千円	601千円	601千円	601千円	601千円	601千円		
	共同研究費等		482,780千円	482,780千円	482,780千円	482,780千円	482,780千円	482,780千円		
	図書購入費	99,512千円	99,512千円	99,512千円	99,512千円	99,512千円	99,512千円	99,512千円		
	設備購入費	61,897千円	61,897千円	61,897千円	61,897千円	61,897千円	61,897千円	61,897千円		
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
学生納付金以外の維持方法の概要		6,970千円	5,570千円	5,570千円	5,570千円	5,570千円	5,570千円			
寄付金収入、補助金収入、事業収入、医療収入、その他の雑収入等										
大学等の名称		聖マリアンナ医科大学								
既設大学等の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	取容定員	学位又は称号	取容定員充足率	開設年度	所在地	
	医学部 医学科	6年	117人	—	692人	学士(医学)	1.01 (0.92)	昭和46年	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	

<p>附属施設の概要</p>	<p>1. 名称：難病治療研究センター 目的：医学に関する総合研究 所在地：神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号 設置年月：平成2年10月 規模等：土地 2,321㎡ 建物 6,195㎡</p> <p>2. 名称：聖マリアンナ医科大学病院 目的：広く地域住民に高度医療を提供する。 所在地：神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号 設置年月：昭和49年2月 規模等：土地 31,999㎡ 建物 123,842㎡</p> <p>3. 名称：聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 目的：広く地域住民に高度医療を提供する。 所在地：神奈川県横浜市旭区矢指町1197-1番地 設置年月：昭和62年5月 規模等：土地 54,133㎡ 建物 33,953㎡</p> <p>4. 名称：聖マリアンナ医科大学附属研究所プレスト&イメージング先端医療センター附属クリニック 目的：乳腺疾患（乳がん等）に特化した診療施設。 所在地：神奈川県川崎市麻生区万福寺6丁目7番2号メデカビルビル3F・4F 設置年月：平成21年3月 規模等：土地— 建物 2,448㎡（賃貸）</p>	
----------------	--	--

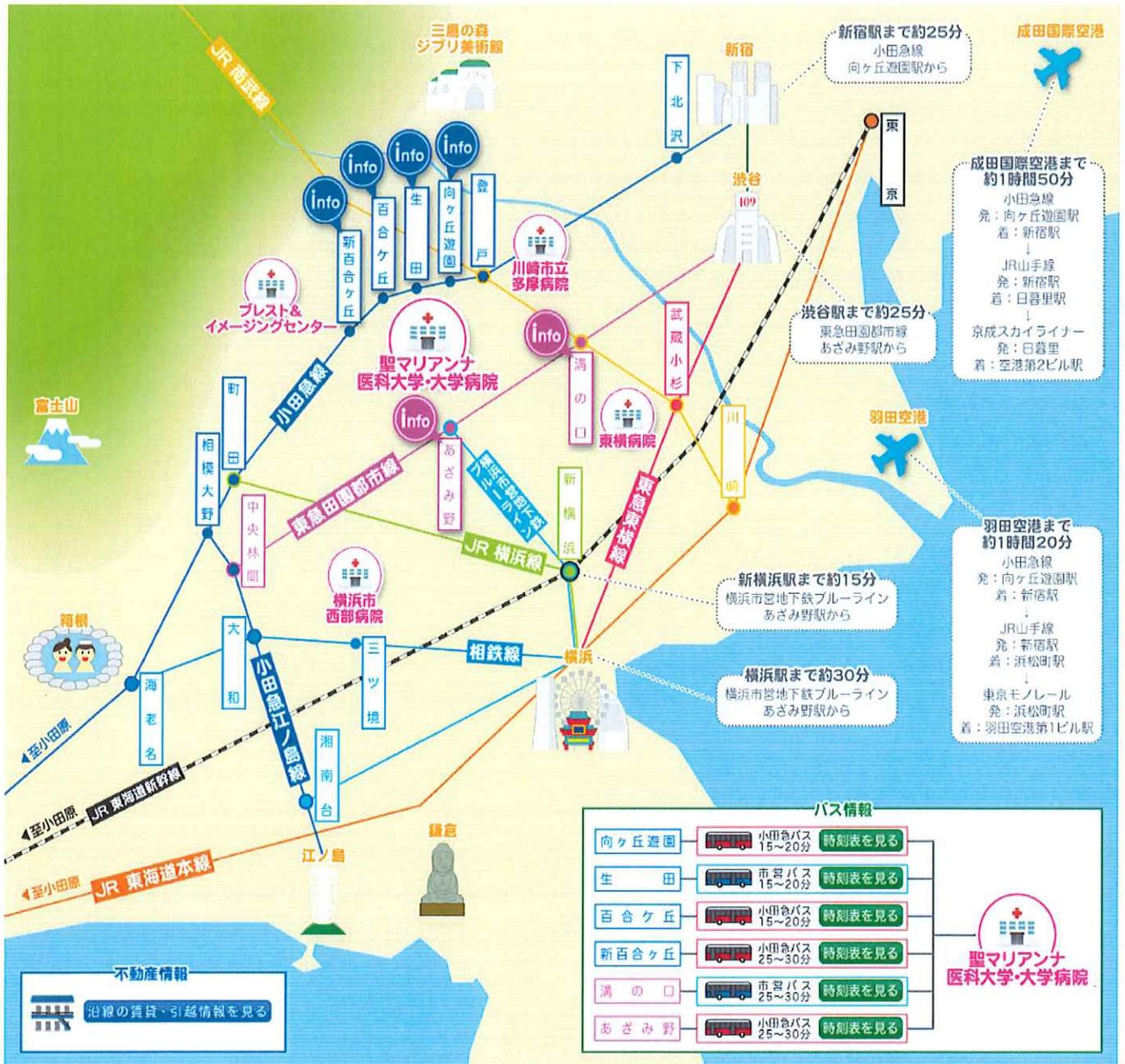
(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の取容定員に係る学則の変更の届出を行うおとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行うおとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

神奈川県における位置関係



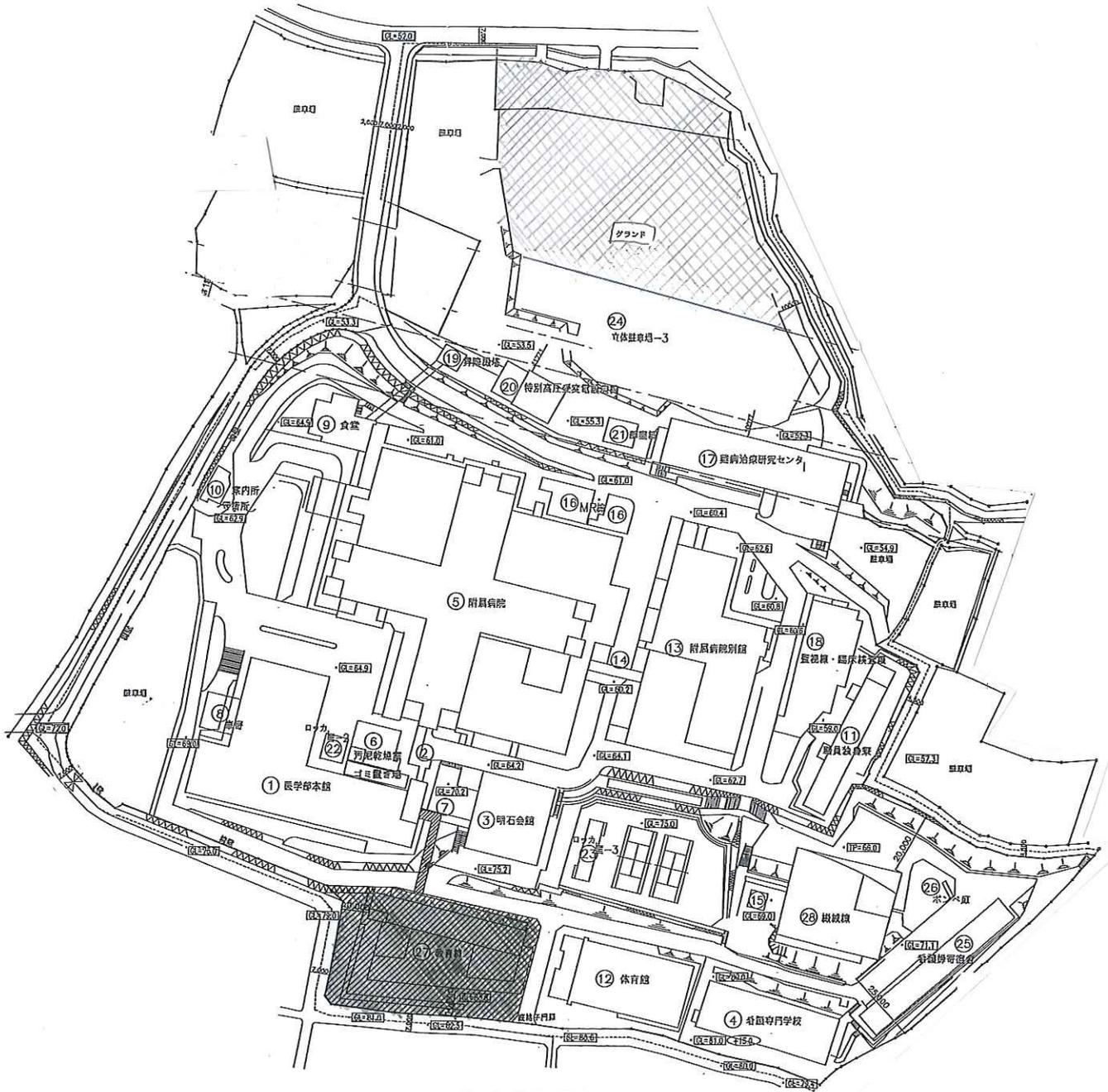
▶聖マリアンナ医科大学 広域図（位置関係）



➤ 大学敷地内案内図（医学部校舎：教育棟）



校舎・グラウンド配置図



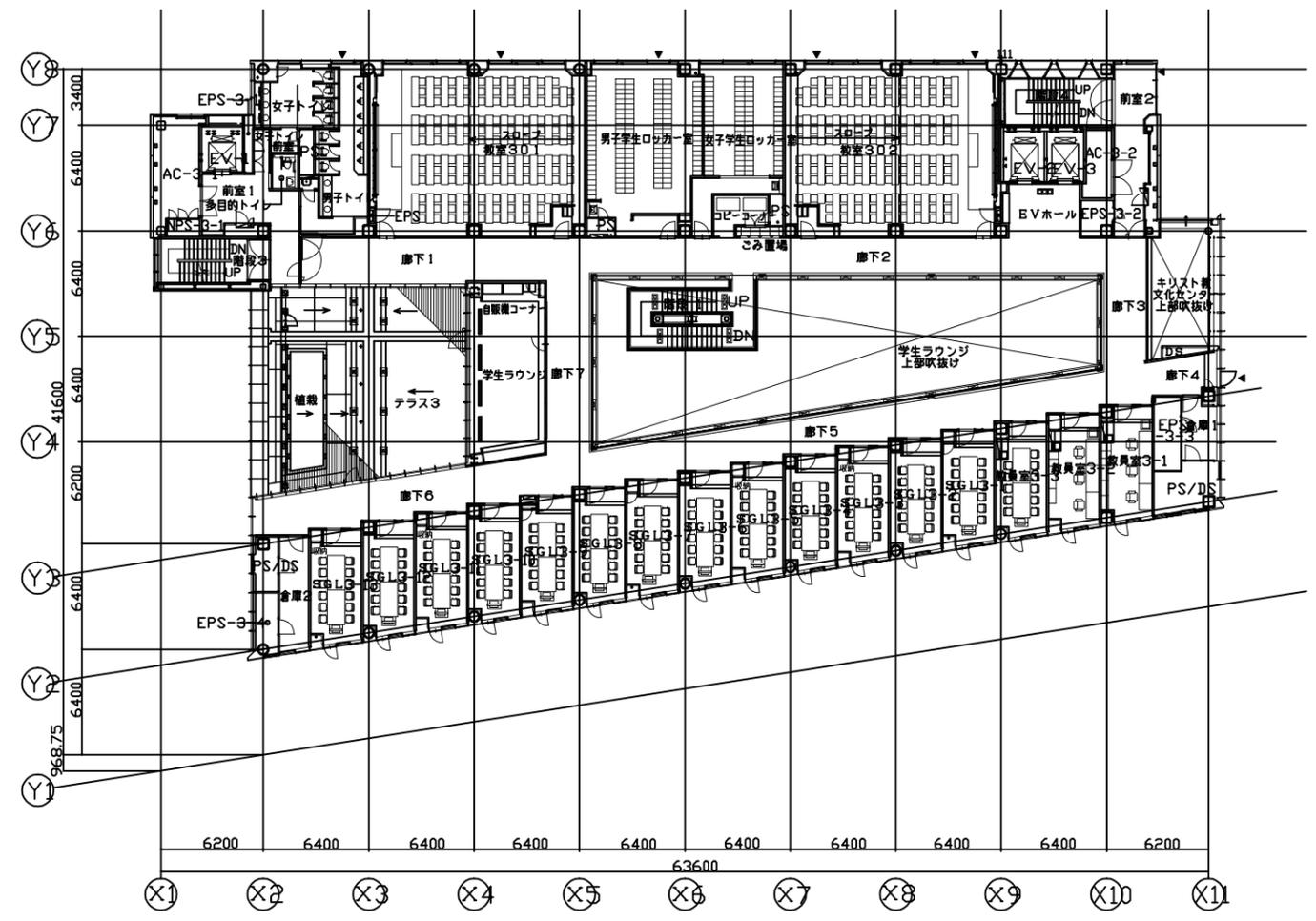
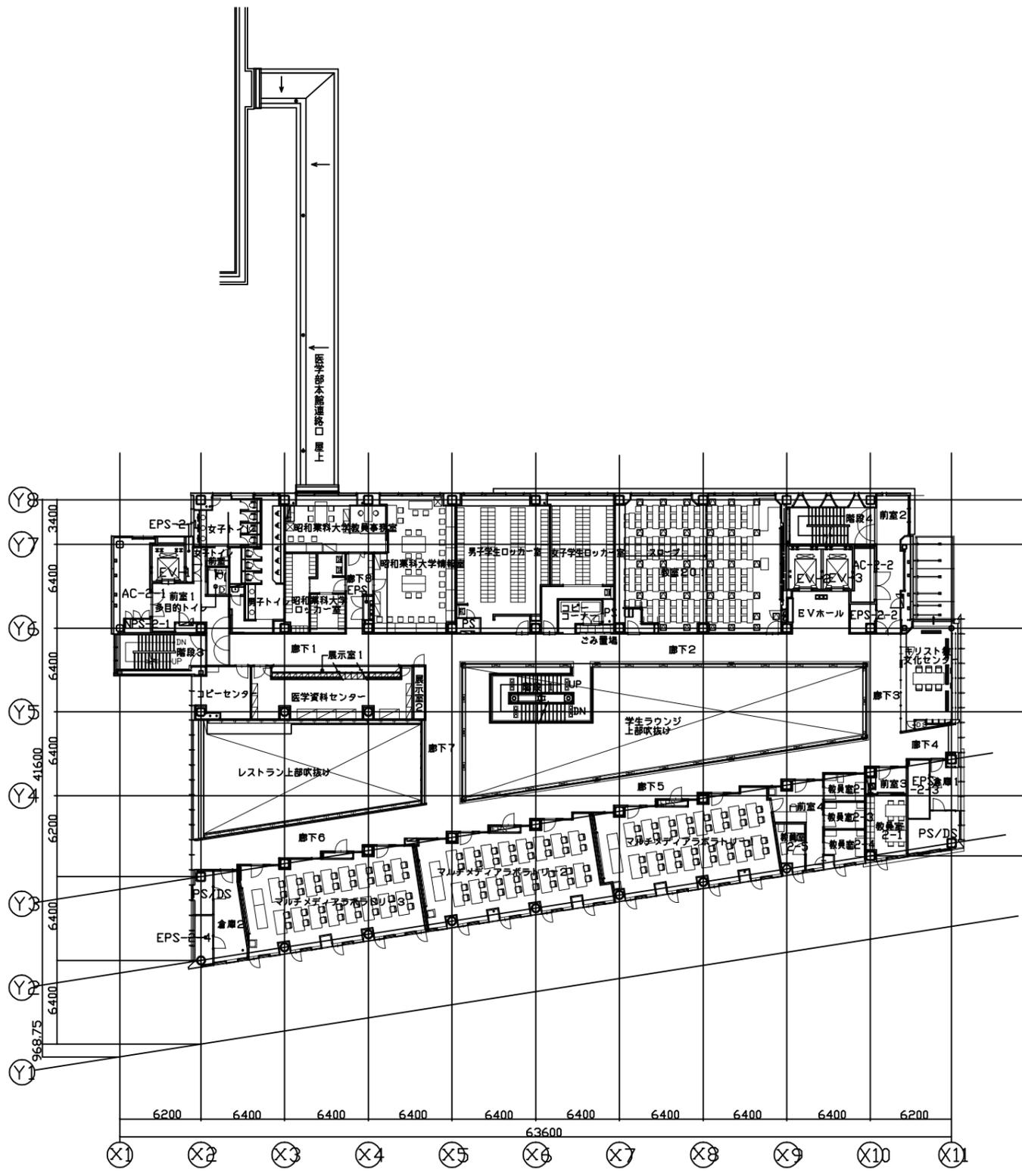
医学部校舎（教育棟）／建物・敷地面積

▶校舎建物面積

区分	面積	備考
一般校舎	2,034.9 m ²	教室・セミナー室等
学生会館	1,548.1 m ²	学習室・更衣室・ラウンジ等
管理部門・その他	7,088.3 m ²	事務部・倉庫・機械室・廊下等
図書館	1,249.6 m ²	図書館等
校舎建物面積（合計）	11,921.0 m ²	

▶校舎敷地面積

区分	面積	
校舎	4,017.0 m ²	教育棟
体育施設	2,003.0 m ²	体育館
屋外運動場	11,726.9 m ²	グラウンド
校舎敷地面積（合計）	17,746.9 m ²	



日本設計

竣工図	/
設計	/
06.02.27	/
06.02.27	/

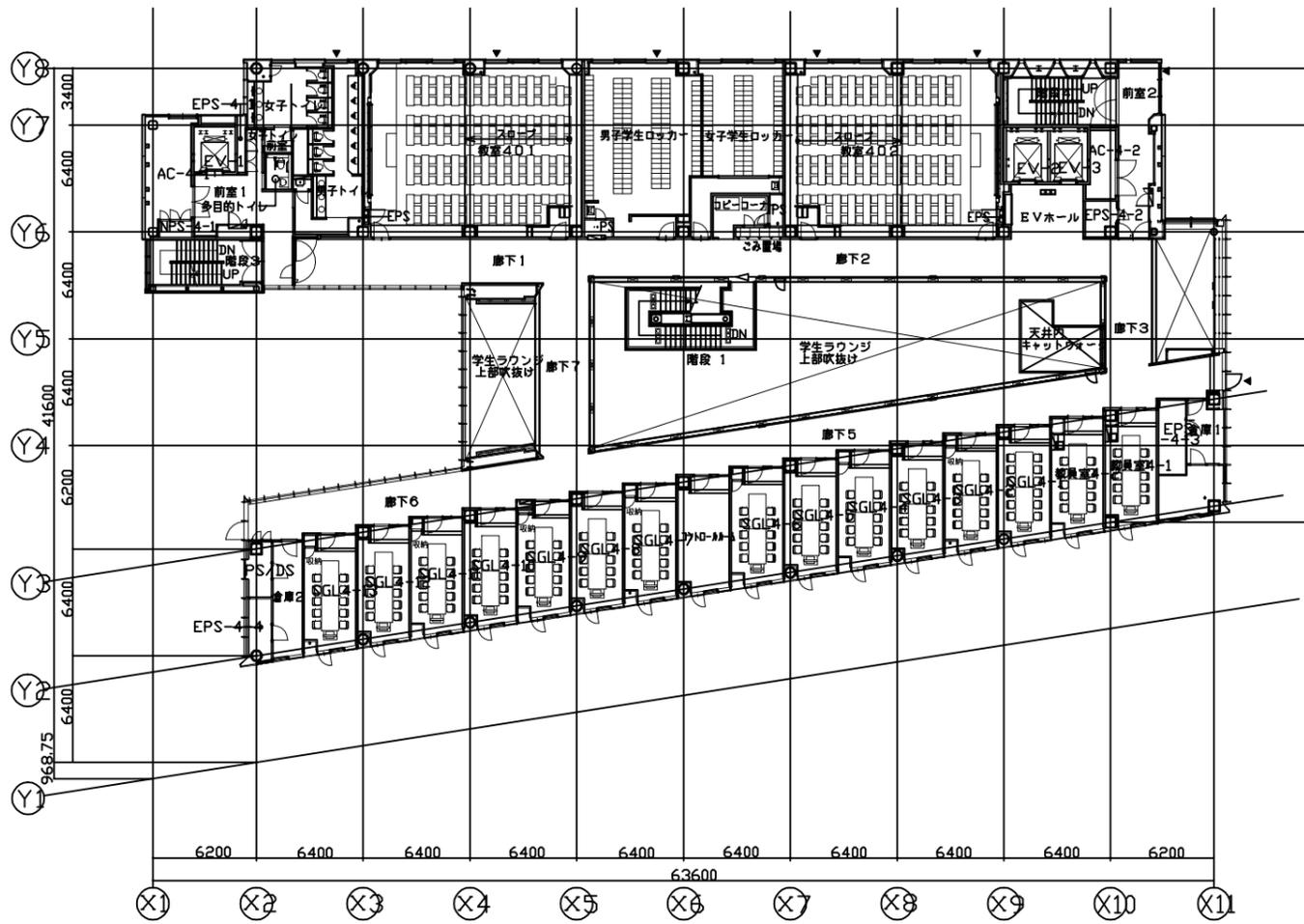
訂正	

特記

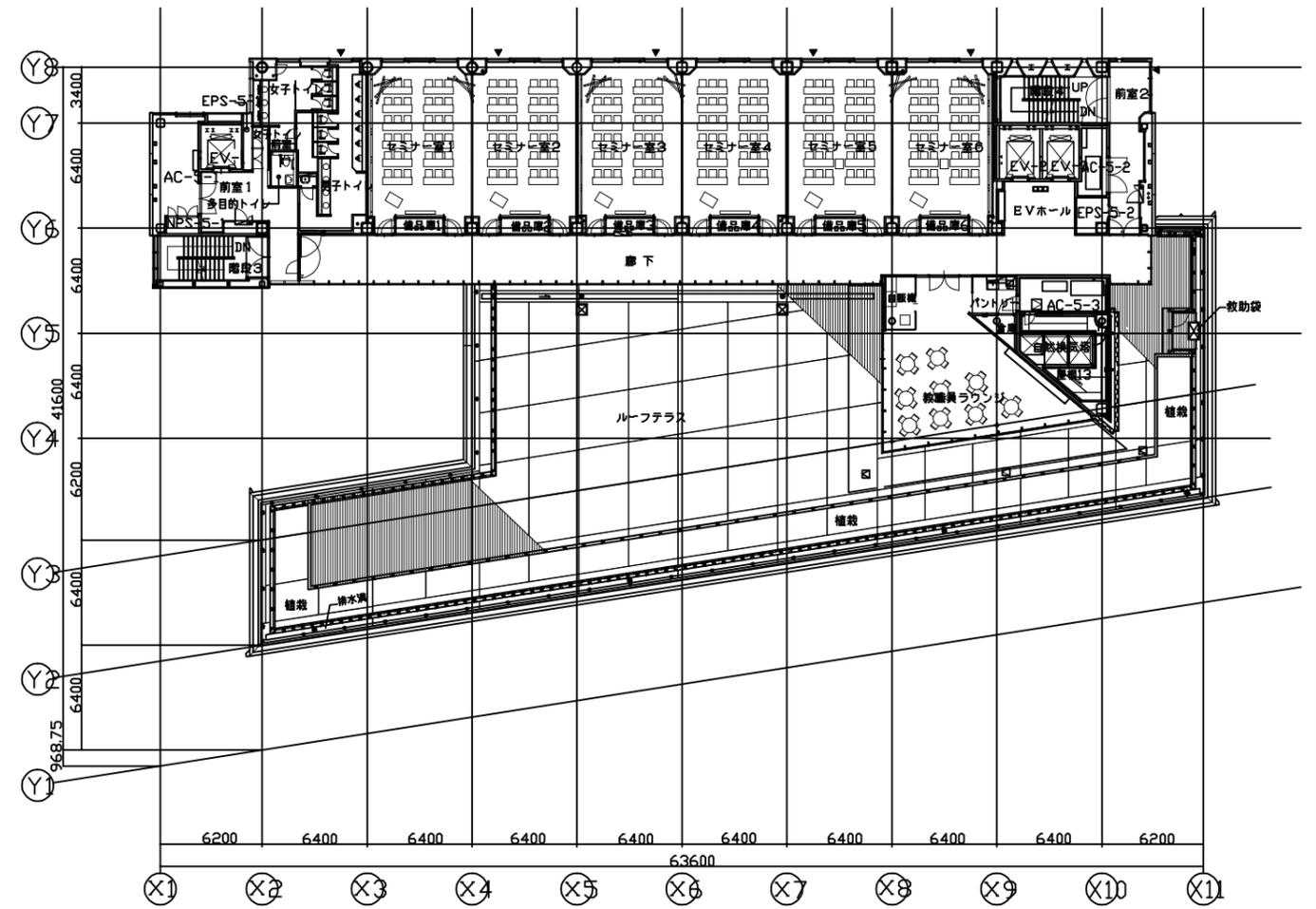
学校法人 聖マリアナ医科大
(仮称) 教育棟建設工事

2階・3階平面図
1/200

1104
図面番号
11819号 巻名第一
図例
建築図



4階平面図



5階平面図



日本設計

設計	/06.02.27	/	/
校舎	/06.02.27	/	/

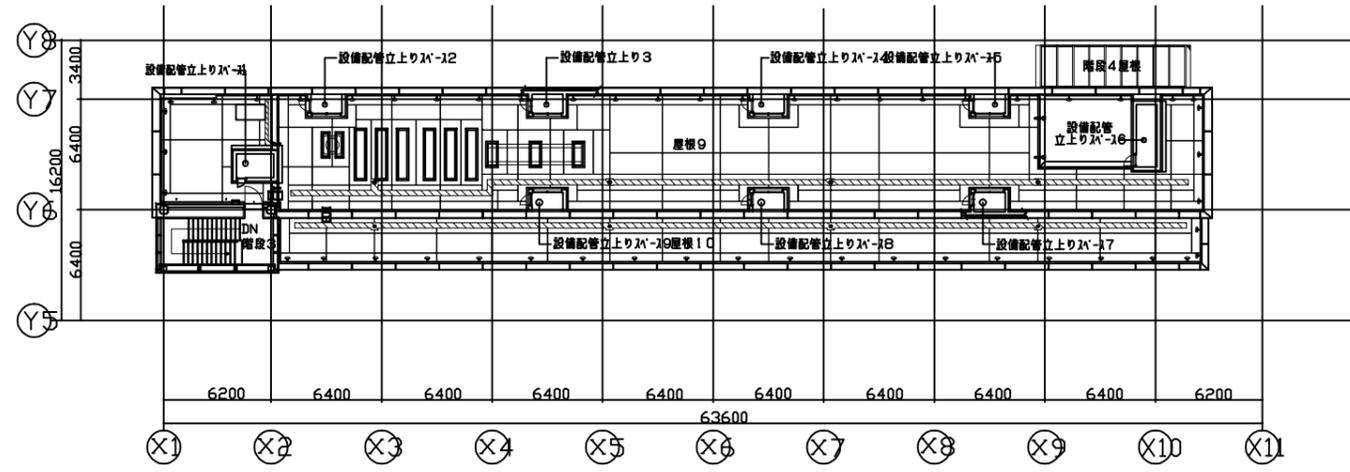
訂正			

特記

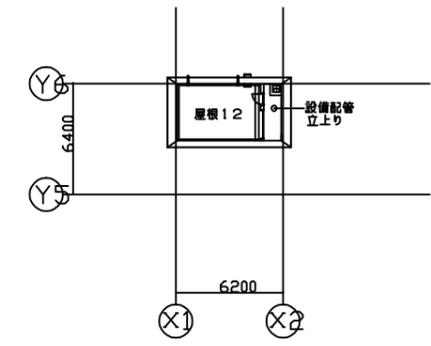
学校法人 聖マリアンナ医科大学
(仮称) 教育棟建設工事

4階・5階平面図
1/200

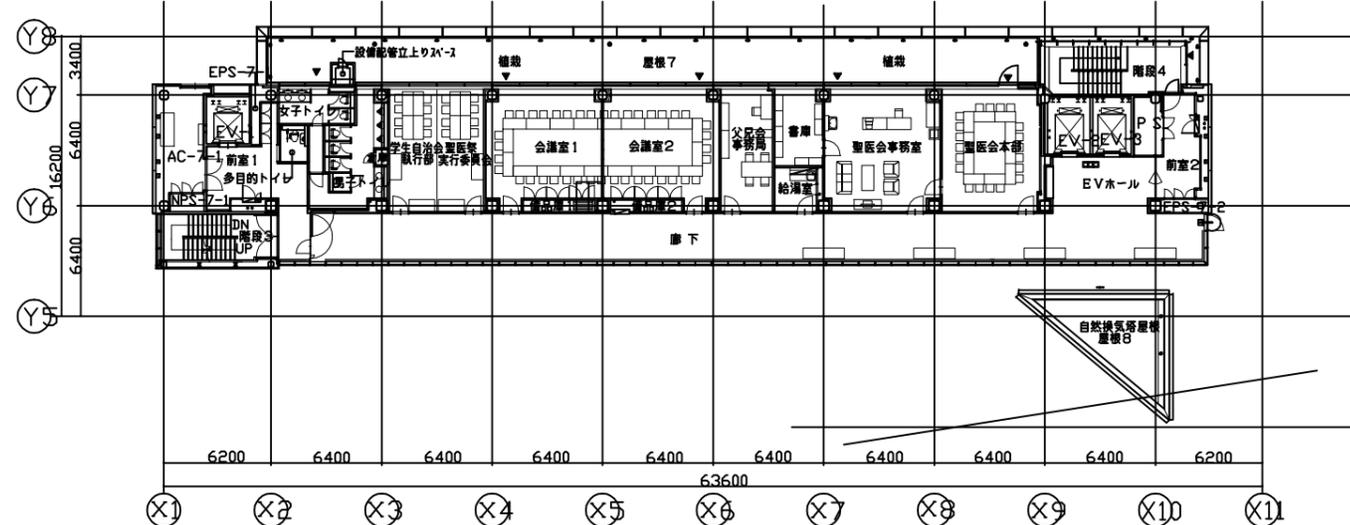
1105
校舎内
建築図



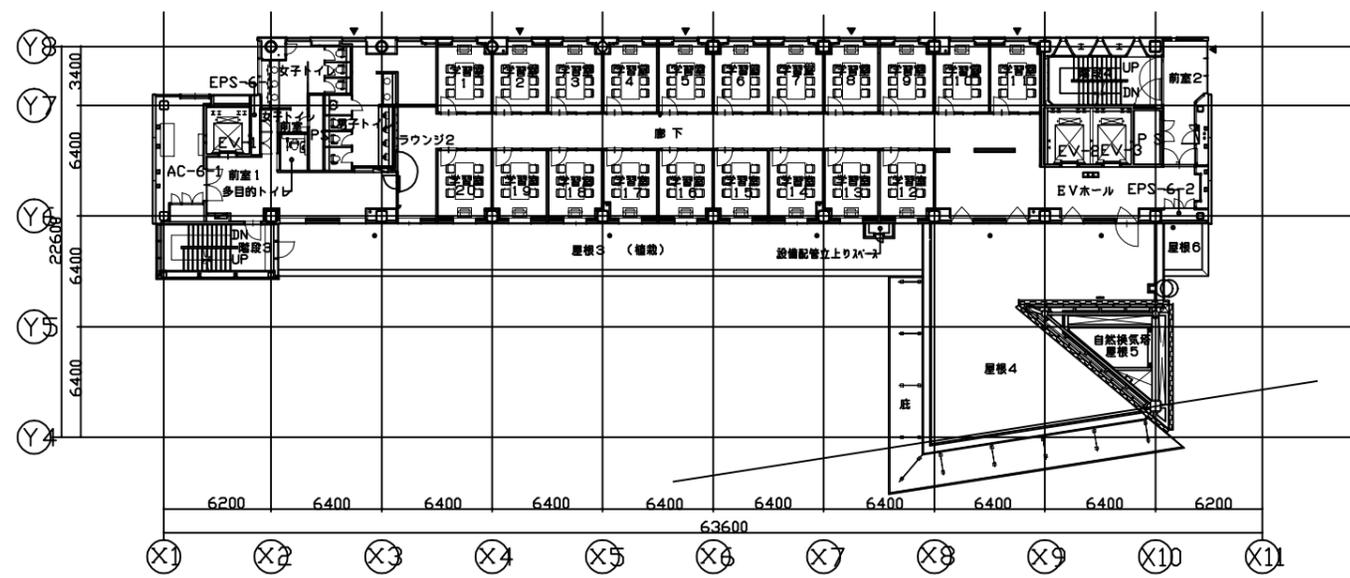
PH階平面図



RF階平面図



7階平面図



6階平面図

 日本設計	竣工図	/
	設計図	/
	06.02.27	/

訂正		

特記	

学校法人 聖マリアンナ医科大学
(仮称) 教育棟建設工事

6階・7階・PH階平面図
1/200

図面番号 1106
図内 枚数
区分 建築図

聖マリアンナ医科大学学則

(1) 学則（案）全文

制定 昭和46年4月1日
改正 昭和47年4月1日 昭和47年9月11日
昭和48年4月1日 昭和49年3月31日
昭和51年2月1日 昭和51年2月9日
昭和51年10月18日 昭和52年10月24日
昭和53年12月11日 昭和54年3月26日
昭和54年4月1日 昭和56年9月14日
昭和57年3月8日 昭和57年12月13日
昭和59年4月9日 昭和59年5月28日
昭和63年5月23日 平成元年2月8日
平成元年2月16日 平成2年3月26日
平成2年12月10日 平成3年12月24日
平成4年2月24日 平成5年5月24日
平成6年2月28日 平成6年12月26日
平成7年7月31日 平成8年3月25日
平成9年4月1日 平成10年11月1日
平成11年4月1日 平成13年4月1日
平成13年8月1日 平成14年4月1日
平成14年7月22日 平成15年4月1日
平成15年10月1日 平成16年11月1日
平成18年2月1日 平成18年4月1日
平成18年7月1日 平成19年4月1日
平成19年7月1日 平成20年4月1日
平成21年4月1日 平成22年4月1日
平成22年7月1日 平成23年4月1日
平成24年4月1日 平成25年4月1日
平成26年4月1日 平成27年4月1日
平成28年4月1日 平成28年9月1日
令和2年4月1日 令和4年4月1日
令和4年7月1日 令和5年4月1日
令和5年9月1日 令和6年4月1日
令和7年4月1日

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 聖マリアンナ医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学の教授及び研究を行い、高度の知識・技術と確固たる倫理観をそなえた臨床医並びに医学研究者の養成を目的とし、併せて医学の発展、社会の福祉に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うように努めるものとする。

(大学の構成)

第2条 本学に医学部医学科及び大学院医学研究科を置く。

2 大学院医学研究科については、大学院学則の定めるところによる。

(収容定員)

第3条 医学部医学科の入学定員は110人とし収容定員は660人とする。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 本学医学部医学科の修業年限は6年とし、最長在学年数は、修業年限の2倍をこえることはできない。

2 前項の規定のほか、同一学年の在学年数は2年以内とする。ただし、第6学年に限り、学長が特別の事情があると認められた者については、主任教授会の議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 10月第2土曜日（開学記念日（10月14日）の振替休日）
- (4) 春季休業 3月21日より4月10日まで
- (5) 夏季休業 7月16日より9月5日まで
- (6) 冬季休業 12月21日より1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の休業期間について、教育上必要あるときは、学長はこれを変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第3章 入学、再入学、転入学及び編入学

（入学の時期）

第8条 入学、再入学、転入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。

（入学の資格）

第9条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとし認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）。

2 入学の出願に関する規定は、別に定める。

（入学者の選考）

第10条 本学に入学を志願する者に対しては試験を行い、その成績等により選考する。

（再入学、転入学及び編入学）

第11条 次の各号の一に該当する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 本学の退学者で再入学を志願する者
- (2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願する者

2 大学を卒業した者及び在学中の者で本学に編入学を志願する者については、その都度審議し定める。

（入学手続及び入学許可）

第12条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の手続をしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。
- 3 入学の手続に関する規定は別に定める。
- 4 前項の規定は再入学、転入学及び編入学の場合に準用する。

第4章 講座・学科目及び履修方法

(講座等)

第13条 本学に別表第1のとおり、講座及び医学教育文化部門を置く。

(履修方法)

第14条 本学は6年一貫教育とし、開設される総合教育科目及び専門教育科目の配当学年並びにその単位数及び授業時間数は、別に定める。

- 2 学年別配当授業科目は、当該学年において修得するものとする。ただし、臨床実習に関しては別途定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業時間の単位の計算方法は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもつて1単位とする。
- 2 教育上の都合により、前項の基準を変更することがある。

(授業期間)

第16条 毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とする。

(試験及び評価)

第17条 所定の授業科目を履修した者に対し、試験を行う。

- 2 前項の試験及び評価基準に関する規定は、別に定める。

第5章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない理由により、引続き3か月以上就学することが出来ない場合は、保証人連署の上、学長に願い出て休学することができる。ただし、病気の場合は医師の診断書添付を要する。

(休学期間)

第19条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、許可を得て更に翌年度内に限り休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年をこえることができない。
- 3 休学期間は最長在学年数に算入する。ただし、同一学年在学年数には算入しない。

(復学)

第20条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、休学の事由が病気の場合は、大学で指定する医師の診断書添付を要する。

(転学)

第21条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、その事由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、主任教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条ただし書に定める年数をこえた者
- (2) 第19条第1項及び同第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業及び学位の授与)

第24条 本学に6年以上在学し、第14条第1項及び第2項に定める所定の授業科目を履修し、第17条の試験に合格した者については、主任教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与し、学士の学位を授与する。
- 3 学士の学位に関する規定は、別に定める。

第7章 授業料その他の学資

(授業料等)

第25条 入学検定料、入学金、授業料等の学資は次のとおりとする。

入学検定料 60,000円

入学金 1,500,000円

授業料 3,700,000円

教育維持費 1,200,000円

教育充実費 570,000円(1年次)、670,000円(2年次以降)

- 2 納入済の授業料等の学資は、これを還付しない。ただし、入学時納入金の取扱いについては、その都度定める。

3 授業料等の学資は、社会情勢によつて改定することがある。

(納入期日)

第26条 授業料等の学資は、毎年4月末日までに納入しなければならない。

2 授業料等の学資の納入に関する規定は、別に定める。

(授業料等の学資の減額)

第27条 休学期間中は、授業料等の学資の5割を減額することができる。ただし、納入済の分は、これを還付しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第28条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、主任教授会の議を経て学長がこれを表彰する。

2 表彰規定は、別に定める。

(懲戒)

第29条 本学教育の趣旨に背き又は学生の本分に反する行為をした者は、主任教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 委託生、聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第30条 他の大学又は公共機関から委託生として推薦された者が履修を願い出るときは、学生の履修に支障のない場合に限り、主任教授会の議を経てこれを許可することがある。

(聴講生)

第31条 本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として本学に受入れることがある。

(聴講料等)

第32条 聴講を許可された者は、入学検定料15,000円、登録料15,000円、聴講料1単位につき、30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(外国人留学生)

第33条 外国人で、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

第34条 委託生、外国人留学生の授業料その他の納入金については、第25条の規定を準用

する。

(準用規程)

第35条 第5条乃至第8条、第14条、第16条、第25条第2項、同第3項、第26条乃至第29条の規定は、これを委託生、聴講生及び外国人留学生に準用する。

(委託生等に関する規定)

第36条 委託生、聴講生及び外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第10章 教職員の組織

(教職員の種類)

第37条 本学の教員及び職員は次のとおりとする。

学長

教授

准教授

講師

助教

事務職員

技術職員

その他必要な職員

(教職員組織)

第38条 教員組織及び事務組織に関する規定は、別に定める。

第11章 主任教授会

(教授会)

第39条 本学に主任教授会を置く。

2 主任教授会は、本学専任の主任教授をもつて構成する。ただし、専任の教授、准教授又は講師を加えることができる。

(審議事項)

第40条 主任教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の変更に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学、進級、休学、復学、転学、退学及び卒業の認定に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 教育職員の人事に関する事項
- (7) 学長の諮問した事項
- (8) その他学事に関する事項

第12章 教育研究附属施設等

(医学情報センター)

第41条 本学に医学情報センターを置く。

2 医学情報センターについては、別に定める。

(キリスト教文化センター)

第41条の2 本学にキリスト教文化センターを置く。

2 キリスト教文化センターについては、別に定める。

(附属研究所及び附属研究施設)

第42条 大学院に附属研究所及び附属研究施設を置く。

2 附属研究所及び附属研究施設については、別に定める。

(附属病院)

第43条 医学部に附属病院を置く。

2 附属病院については、別に定める。

(川崎市立多摩病院)

第43条の2 医学部は、川崎市立多摩病院を管理運営する。

2 川崎市立多摩病院は、地域医療並びに本学の臨床教育及び研修の実施に資するものとする。

3 川崎市立多摩病院については、別に定める。

(保健管理センター)

第43条の3 医学部に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターについては、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第44条 公開講座は、主任教授会の議を経て随時開設する。

第14章 厚生補導

(助言と指導)

第45条 本学は、学生の厚生補導に関して、助言と指導を行う。

第15章 補則

(細則)

第46条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度入学者から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和47年9月11日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和49年3月31日施行する。ただし、第29条及び第34条の規定の改正は、昭和49年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和48年度入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、第29条の規定の改正は、昭和51年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和50年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和51年2月9日から施行し、昭和51年1月5日から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和51年10月18日から施行する。ただし、第29条の規定の改正は、昭和52年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和51年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和52年10月24日から施行する。ただし、第29条の規定の改正は、昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和52年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和53年12月11日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。ただし、第25条の規定の改正は、昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和52年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和54年3月26日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定の改正は、昭和54年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和53年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和56年9月14日から施行し、昭和57年度以降の入学者から適用し、

昭和46年度から昭和56年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和57年3月8日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和57年12月13日から施行し、昭和58年12月13日から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和59年4月9日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。ただし、第25条の規定の改正は、昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和49年度から昭和59年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和59年5月28日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和63年5月23日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年2月8日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成元年2月16日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成2年3月26日から施行し、平成2年5月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成2年12月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、第25条の規定の改正は、平成4年度以降の入学者から適用し、昭和57年度から平成3年度までの入学者については別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成4年2月24日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成5年5月24日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成6年2月28日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、第14条及び第15条の規定の改正は、平成6年4月1日以降に履修する者から適用し、平成6年3月31日以前に履修した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成6年12月26日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成7年7月31日から施行し、平成8年度入学者から適用する。ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成8年3月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定の改正は、平成14年度以降の入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、平成14年度入学者の学年進行に合わせて適用する。

附 則

この学則の改正は、平成14年7月22日から施行し、平成15年度入学者から適用する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成22年7月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度乃至令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和2年度	115人	690人
令和3年度	115人	690人

令和4年度	110人	685人
令和5年度	110人	680人
令和6年度	110人	675人
令和7年度	110人	670人
令和8年度	110人	665人

附 則

この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和4年4月1日より、令和4年度乃至令和9年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和4年度	115人	690人
令和5年度	110人	685人
令和6年度	110人	680人
令和7年度	110人	675人
令和8年度	110人	670人
令和9年度	110人	665人

附 則

この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和4年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和5年4月1日より、令和5年度乃至令和10年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和5年度	115人	690人
令和6年度	110人	685人
令和7年度	110人	680人
令和8年度	110人	675人
令和9年度	110人	670人
令和10年度	110人	665人

附 則

この学則の改正は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

令和5年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和6年4月1日より、令和6年度乃至令和11年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和6年度	117人	692人
令和7年度	110人	687人
令和8年度	110人	682人
令和9年度	110人	677人
令和10年度	110人	672人
令和11年度	110人	667人

附 則

この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

令和6年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和7年4月1日より、令和7年度乃至令和12年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和7年度	117人	694人
令和8年度	110人	689人
令和9年度	110人	684人
令和10年度	110人	679人
令和11年度	110人	674人
令和12年度	110人	667人

別表第1（第13条関係）

（講座）

解剖学、生理学、生化学、微生物学、薬理学、免疫学・病害動物学、病理学、予防医学、法医学、スポーツ医学、臨床検査医学・遺伝解析学、総合診療内科学、呼吸器内科学、循環器内科学、消化器内科学、腎臓・高血圧内科学、代謝・内分泌内科学、脳神経内科学、血液・腫瘍内科学、リウマチ・膠原病・アレルギー内科学、小児科学、神経精神科学、放射線診断・IVR学、放射線治療学、皮膚科学、腎泌尿器外科学、消化器・一般外科学、心臓血管外科学、呼吸器外科学、小児外科学、乳腺・内分泌外科学、脳神経外科学、整形外科学、産婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、麻酔学、形成外科学、救急医学、臨床腫瘍学、リハビリテーション医学、感染症学、緩和医療学

(医学教育文化部門)

(2) 変更部分の新旧対照表

新旧の比較対照表

学則（新）	学則（旧）																																																																																										
<p>（収容定員）</p> <p>第3条 医学部医学科の入学定員は110人とし収容定員は660人とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度乃至令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和2年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>110人</td><td>685人</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>110人</td><td>680人</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>110人</td><td>675人</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>110人</td><td>670人</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>110人</td><td>665人</td></tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>令和2年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和4年4月1日より、令和4年度乃至令和9年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>110人</td><td>685人</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>110人</td><td>680人</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>110人</td><td>675人</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>110人</td><td>670人</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>110人</td><td>665人</td></tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この学則の改正は、令和4年7月1日から施行する。</p>	年度	入学定員	収容定員	令和2年度	115人	690人	令和3年度	115人	690人	令和4年度	110人	685人	令和5年度	110人	680人	令和6年度	110人	675人	令和7年度	110人	670人	令和8年度	110人	665人	年度	入学定員	収容定員	令和4年度	115人	690人	令和5年度	110人	685人	令和6年度	110人	680人	令和7年度	110人	675人	令和8年度	110人	670人	令和9年度	110人	665人	<p>（収容定員）</p> <p>第3条 医学部医学科の入学定員は110人とし収容定員は660人とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度乃至令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和2年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>110人</td><td>685人</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>110人</td><td>680人</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>110人</td><td>675人</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>110人</td><td>670人</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>110人</td><td>665人</td></tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>令和2年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和4年4月1日より、令和4年度乃至令和9年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年度</td><td>115人</td><td>690人</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>110人</td><td>685人</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>110人</td><td>680人</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>110人</td><td>675人</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>110人</td><td>670人</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>110人</td><td>665人</td></tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この学則の改正は、令和4年7月1日から施行する。</p>	年度	入学定員	収容定員	令和2年度	115人	690人	令和3年度	115人	690人	令和4年度	110人	685人	令和5年度	110人	680人	令和6年度	110人	675人	令和7年度	110人	670人	令和8年度	110人	665人	年度	入学定員	収容定員	令和4年度	115人	690人	令和5年度	110人	685人	令和6年度	110人	680人	令和7年度	110人	675人	令和8年度	110人	670人	令和9年度	110人	665人
年度	入学定員	収容定員																																																																																									
令和2年度	115人	690人																																																																																									
令和3年度	115人	690人																																																																																									
令和4年度	110人	685人																																																																																									
令和5年度	110人	680人																																																																																									
令和6年度	110人	675人																																																																																									
令和7年度	110人	670人																																																																																									
令和8年度	110人	665人																																																																																									
年度	入学定員	収容定員																																																																																									
令和4年度	115人	690人																																																																																									
令和5年度	110人	685人																																																																																									
令和6年度	110人	680人																																																																																									
令和7年度	110人	675人																																																																																									
令和8年度	110人	670人																																																																																									
令和9年度	110人	665人																																																																																									
年度	入学定員	収容定員																																																																																									
令和2年度	115人	690人																																																																																									
令和3年度	115人	690人																																																																																									
令和4年度	110人	685人																																																																																									
令和5年度	110人	680人																																																																																									
令和6年度	110人	675人																																																																																									
令和7年度	110人	670人																																																																																									
令和8年度	110人	665人																																																																																									
年度	入学定員	収容定員																																																																																									
令和4年度	115人	690人																																																																																									
令和5年度	110人	685人																																																																																									
令和6年度	110人	680人																																																																																									
令和7年度	110人	675人																																																																																									
令和8年度	110人	670人																																																																																									
令和9年度	110人	665人																																																																																									

附 則

令和 4 年 4 月 1 日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和 5 年 4 月 1 日より、令和 5 年度乃至令和 10 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和5年度	115人	690人
令和6年度	110人	685人
令和7年度	110人	680人
令和8年度	110人	675人
令和9年度	110人	670人
令和10年度	110人	665人

附 則

令和 5 年 4 月 1 日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日より、令和 6 年度乃至令和 11 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和6年度	117人	692人
令和7年度	110人	687人
令和8年度	110人	682人
令和9年度	110人	677人
令和10年度	110人	672人
令和11年度	110人	667人

附 則

令和 6 年 4 月 1 日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日より、令和 7 年度乃至令和 12 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和7年度	117人	694人
令和8年度	110人	689人
令和9年度	110人	684人
令和10年度	110人	679人
令和11年度	110人	674人
令和12年度	110人	667人

附 則

令和 4 年 4 月 1 日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和 5 年 4 月 1 日より、令和 5 年度乃至令和 10 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和5年度	115人	690人
令和6年度	110人	685人
令和7年度	110人	680人
令和8年度	110人	675人
令和9年度	110人	670人
令和10年度	110人	665人

附 則

令和 5 年 4 月 1 日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日より、令和 6 年度乃至令和 11 年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和6年度	117人	692人
令和7年度	110人	687人
令和8年度	110人	682人
令和9年度	110人	677人
令和10年度	110人	672人
令和11年度	110人	667人

(新規)

学則変更の趣旨等を記載した書類

(1) 学則変更（収容定員変更）の内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）及び「令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和 4 年 11 月 4 日付け 4 文科高第 1152 号 文部科学省高等教育局長、医政発 1104 第 34 号 厚生労働省医政局長通知）に示されたとおり、地域の医師確保等に早急に対応することは最優先課題であり、そのことを踏まえて神奈川県が推進している医師確保等に係る施策に資することは本学の役割であるとの認識から、令和 7 年度の臨時措置として扱われる入学定員 7 名の受け入れを行うものとし、その旨を規定するものである。

(2) 学則変更（収容定員変更）の必要性

神奈川県における医師不足の現状に鑑み、同県が推進する医師確保等に係る施策に資するべく入学定員 7 名を受け入れ、医療に従事する明確な意思を有する医師を養成することは、地域医療を支える観点から極めて重要な役割であり、必要性が高いと判断した。

(3) 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

① 教育課程等の変更内容

本学のカリキュラムは、平成 28 年度に改定され、グローバルスタンダードに準拠したカリキュラムとして編成され、令和 3 年度をもって完成年度を迎えた。

同カリキュラムでは、臨床実習の充実に主眼が置かれ、第 1～第 3 学年までに実施する早期体験実習や第 4～第 6 学年まで行われる診療参加型実習を合わせて 72 週の臨床実習期間を確保している。早期体験実習では、第 1 学年前期に大学附属病院内での病棟看護実習や救命センター実習、救急車同乗実習などを行い、医療の現場に内在する倫理的、社会的、医学的諸問題と直面し、将来、地域医療を担う医師に必要な人格形成と動機づけを行っている。

後期には、本学の建学の精神である「キリスト教の人類愛に根ざした生命の尊厳」をより具体化させるために、学外施設において人の一生と医療との関わりを学ぶ“Early Exposure to Life Cycle”を実施し、マタニティクリニック、幼稚園、病院・診療所、高齢者施設で実習を行い、医学生として必要なコミュニケーション能力と人間関係の重要性を理解させ、医師となるための責務を実感させている。

第 4 学年～第 6 学年まで行われる診療参加型臨床実習では、スチューデントドクターとして、臨床現場で積極的に診療に参加し、他の医療従事者や患者とその家族との良好な関係を築くとともに、基本的診療能力、根拠に基づいて医療を行う能力、臨床推論能力を修得させている。

これら臨床実習の他に、地域医療を担う医師養成の観点から、座講として第 1～第 4 学年に「実践医学」を開講、医師としてのプロフェッショナリズムを理解させ、社会の要請に応える人間性、倫理観を植え付けるとともに、キャリア教育を実施している。また、「総合診療」や「緩和医療」を通じて地域医療を担う医師の役割等を理解させている。

② 教育方法及び履修指導方法

臨床実習の期間延長に伴う、座講時間の減少に伴い、学生が自分の学習意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムの策定を行うため、ブロック型カリキュラムの採用とブロック TBL・PBL を導入し、知識伝授型の講義スタイルから、アクティブラーニング型授業への転換が図られた。学生は、自ら自分で考え、書く・話す・発表するなどの活動を通じて能動的学習を促すことが可能となった。

また、学習支援システムにより、Web 上のシステムを利用した学生の学習履歴やポートフォリオにおける到達度を客観的に把握することが可能となった。

さらに、臨床実習期間の延長に伴い、地域の医療施設の協力を得ながら実習に取り組んでいるが、地域の医療施設の実習指導者に関しては、臨床教授等のアカデミックタイトルの称号を授与し、実習内容の充実に配慮している。

本学は建学の精神において「医師としての使命感を自覚し、人類社会に奉仕し得る人間の育成」を掲げており、これら所期の目的を達成するために教育方法の改善及び履修指導法を含めて、鋭意検討を重ねカリキュラムの改善を図っている。

③ 教員組織

本学における医学教育カリキュラムは、6 年一貫教育体制の下で編成し、講義・実習を合わせた総時間数は 5,000 時間を超えており、これらカリキュラムを実践するため、本学における医学教育カリキュラムは、6 年一貫教育体制の下で編成し、講義・実習を合わせた総時間数は 5,000 時間を超えており、これらカリキュラムを実践するため、令和 6 年 9 月 1 付け講座制を主体とした専任教員が 1,055 名在籍している。

専任教員の内訳を職位別に表すと、教授 147 名（男性 133 名、女性 14 名）、准教授 87 名（男性 73 名、女性 14 名）、講師 125 名（男性 83 名、女性 42 名）、助教 696 名（男性 463 名、女性 233 名）である。

さらに、教育体制をより充実させるため、兼任教員については、学内外で教育、研究若しくは診療において顕著な業績を挙げ、本学の発展及び向上に寄与すると認められる者に委嘱する客員教授が 127 名、臨床教育に協力する学外の医育機関等の優れた医療人であり本学学生を学外臨床実習施設において指導いただく者に称号を授与する臨床教授を 59 名、非常勤講師 425 名を配している。

令和 6 年 9 月現在、医学部の在学生 703 名からみた教育活動を行う上で必要な教員数については、学生 1 人当たりの専任教員数は 1.50 人であり、現行のカリキュラムを実践するための教員組織体制は現状と同等であり、問題なく対応が可能である。

以 上

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	2
① 学生の確保の見通し	
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	
(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況	3
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	
② 社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	
資料1：学校推薦型選抜対象者の受験状況一覧	4
資料2：オープンキャンパス・進学相談会等来場者数一覧	5
資料3：過去5ヶ年の入学志願者・受験者・合格者一覧	6
資料4：過去5ヶ年の入学定員超過率一覧	7

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

平成22年度より開始された入学定員5名の増員措置に対しては、これまで、当該年度の入学者の中から、事後型手挙げ方式により、毎年5名の地域枠者を確保してきた。

令和2年度より、推薦入学試験と同時期に地域枠特別推薦入学試験〔令和3年度より学校推薦型選抜（神奈川県地域枠）に改称〕を実施しており、これまでの神奈川県地域枠対象者の受験状況一覧【資料1】のとおり毎年度5名の入学者を確保している。また、令和6年度入学者選抜より、募集人員を5名から7名に増員したが、引き続き、入学者は確保できている。なお、万全を期して、万一、学校推薦型選抜（神奈川県地域枠）において、7名の合格者を確保できなかった場合には、一般選抜で追加募集を行うことを募集要項に明記している。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学アドミッションポリシーを理解し、医師となる明確な目的を有する受験生を確保するため、本学では「オープンキャンパス」、「進学相談会・説明会」、「高等学校指導教諭を対象とした大学説明会」、「高校訪問」などをこれまで開催し、本学の理念・目的をホームページやパンフレットで積極的に公表してきた。

オープンキャンパスや進学相談会における参加者も増加傾向にある【資料2】。

令和2年度以降は新型コロナウイルス対応のため、広報活動が大幅に制限されたが、令和4年度より新型コロナウイルス対策を講じたうえで、オープンキャンパスを開催し、令和5年度からはコロナ禍以前の体制で積極的に広報活動を展開している。

これにより、入学志願者は本学募集定員を充足するに十分な数を確保【資料3】しており、平均して3,000名の志願者を確保している。令和6年度に関しては、4,805名と過去最高の志願者があった。

このように、本学は受験生からの関心が高く寄せられており、過去5年間においても定員充足率は100%を確保しており【資料4】、このたびの再度の定員増を行っても問題なく受験生は確保することができると考えられる。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

今回の申請において増員される7名は、引き続き「学校推薦型選抜（神奈川県地域枠）」で人員確保し、医師不足が深刻な診療科の医師確保に努め、県内の医療の充実を図り、すべての県民の皆様が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて貢献したいと考えている。

将来、神奈川県内の地域医療を担う医師の育成と確保を図るため、平成22年度から、入学定員をそれまでの110名から115名へ増員した。増員された5名の学生は神奈川県地域枠者として「神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度」の対象者となっており、これまで75名の入学者を確保し、そのうち36名を医師として輩出している。これら、地域枠対象者及び地域枠卒業医師（以下：「地域枠対象者」）については、平成26年2月に学長を委員長とする「地域医療人材育成支援委員会」を組織し、地域枠対象者のキャリア形成支援を行うために、地方自治体及び地域の医療施設と密接な連携を図りながら、地域医療に従事する医療人の育成に努めている。

令和5年度からはキャリアコーディネーターの教員を配置し、神奈川県と連携して、地域枠対象者への定期的な面談や地域医療に関する意識を高めるためのセミナーの企画等の業務にあたっている。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

大都市圏型人口推移を示す神奈川県において、「地域医療構想」で求められる医療機能の必要性を見据え、神奈川県地域医療対策協議会では、将来の地域医療の在り方を継続して審議続けている。

神奈川県保健医療計画や神奈川県地域医療支援センターがホームページで公表している「かながわの医師の状況について」を見ても判るとおり、神奈川県の医師数は、令和4年末時点で、全国の人口10万人当たり262.1人に対して、223.0人（全国40位）と全国平均を下回っており、医師不足の状況にある。特に本学が位置する川崎北部地域においては、内科、外科、産科、小児科、麻酔科、救急科の医師が不足しており、診療科偏在が重大な問題となっている。

【資料1：学校推薦型選抜対象者の受験状況一覧】 ※R04年度学校推薦型選抜をもって指定校は廃止となった

大学・学部	項目	R06年度	R05年度	R04年度	R03年度
聖マリアンナ医科大学 医学部医学科	神奈川県地域枠対象	県内高校 在学者	県内高校 在学者	県内高校 在学者	県内高校 在学者
	指定校推薦			12/52	20/75
	志願者全体における割合			23.1%	26.6%
	一般公募推薦（専願）	11/54	7/18	4/11	0/11
	志願者全体における割合	20.8%	29.2%	36.4%	0.0%

【資料2：オープンキャンパス・進学相談会等来場者数一覧】 ※R02はWEB進学相談会、R03は定員40名で開催

大学・学部	項目	R06年度 来場者数	R05年度 来場者数	R04年度 来場者数	R03年度 来場者数	R02年度 来場者数
聖マリアンナ医科大学 医学部医学科	オープンキャンパス	1025	919	346	—	—
	推薦説明会	216	74			
	第1回学内進学相談会	67	42	37	21	7
	第2回学内進学相談会	—	28	25	24	3
	第3回学内進学相談会	—	—	28	32	5
	第4回学内進学相談会	—	—	—	35	—
	合計	1308	1063	436	112	15

【資料 3：過去 5 ヶ年の入学志願者・受験者・合格者一覧】

大学・学部	項目	R06年度	R05年度	R04年度	R03年度	R02年度
聖マリアンナ医科大学 医学部医学科	志願者数	4,805	3,568	3,188	3,366	2,496
	受験者数	4,273	3,316	2,949	3,134	2,134
	合格者数	116	199	189	164	167
	入学者数	117	115	115	115	115

【資料 4：過去 5 ケ年の入学定員超過率一覧】

大学・学部	項目	R06年度	R05年度	R04年度	R03年度	R02年度	平均入学定員超過率	備考
聖マリアンナ 医科大学 医学部医学科	入学者定員 超過率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	収容 定員数 692人
	受験者数	117	115	115	115	115		
	合格者数	117	115	115	115	115		

以上

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	キカワ ヒロアキ 北川博昭 <令和2年4月>		博士 (医学)		聖マリアンナ医科大学学長 (令和2年4月～令和8年3月)